

モンテスキューと権力分立の「神話」

梶 原 愛 巳

一 問題の所在

「政治的自由」の保障として、周知の通り「権力分立」の公式が、恰も、定式化されているかのような既成概念を造

ーの位置づけも、その「方法」論から「近代性」のベクトルで跡付けられ、更に、その「権力分立」論を市民社会成立の民主的要因と看做す解釈から一步も離れなかつたことは、説明に多言を要しない。

出し、その概念の拠り所としてモンテスキューの「三権分立」論が引き合いに出されている。政治思想史の概説書ならば簡単な記述を余儀なくされるから、通史としてはモンテスキューの思想を「立憲主義」の系譜で位置づけることが一般に行なわれ、近代国家がすぐれて議会制に基づく「権力分立」の統治方式を採用しているため、そのコロラリーとして、モンテスキューの「三権分立」論を市民社会的志向性で理解しようとする。こうして一般化されたモンテスキュー思想の解釈は、日本の社会科学分野において從来とくに疑問を差し挿む問題ではないとされてきた。謂う迄もなく、日本ではマルクス主義的方法論を絶対視してきた多くの学者によつて、政治思想史におけるモンテスキュー

が、果して、こうした解釈だけしか認められないのかどうか、という問題になると、従来の既成概念を白紙に戻して、新たにモンテスキュー思想それ自体を捉え直さなければ、定式化されたものを覆えすことは出来ない。そこで、私は、十八世紀フランスの社会状況のなかで掲げられた、モンテスキューの「三権分立」論なるものを、今一度、初から先入主を混じえることなく、『法の精神』に展開された叙述を思想それ自体として捉え直すならば、一体、どのような結論が引き出されるのであろうか、と自問自答してみるとにして、從来ほとんど疑われることもなかつたモンテスキューの政治思想を、その「権力分立」論に限つて再検討を試みる次第である。

二 思想史の「方法」と「神話」

ブルボン王朝のフランス絶対主義は確かに一七八九年の大革命によって否定され、その結果ブルジョアジーを政治的支配者とする市民社会が成立すると共に、それ迄の身分制は廃止され、「人間と市民の権利宣言」が発せられたことは歴史の事実である。然し、だからと言つて、「人権宣言」⁽¹⁾第十六条の規定とモンテスキューの「三権分立」論とを直ちに結び付けることは、木に竹を接いだようなもので、なんとも違和感を払拭できないのである。それでも拘らず、一般には民主主義を強調するあまり、自由の問題を政治機構と短絡して、モンテスキューの「権力分立」論こそ近代国家における政治的自由の保障である、と誤認してきたのであろう。そして、このような短絡が、従来、社会科学分野ことに政治思想史の「方法」として疑われることなく、更に、別の考え方は全く認められないかの如く、既成概念にまで凝り固まってしまい、学者によつては肌にまで成つてしまつてゐる。

こうした政治思想史「方法」論がクローズ・アップされたのは、一九五五年に社会主義陣営を中心として催された「モンテスキュー死後二百年祭」の記念事業として発表された各種論文においてである。『共産党宣言』によれば、「思想が全社会を革命すると、人びとは云う。しかし、こ

れはただ、旧社会の内部に新しい社会の諸要素がすでに形成されており、旧社会の生産諸関係の崩壊と歩調をあわせて旧社会の思想の崩壊がおこなわれているという事実を、言い現わしているにすぎない。」それ故、「過去の活動家は、その後継者と比較することが出来なかつたからではなく、彼等は、その先行者と比較を行なつたことによつて、臆測しなければならなかつた、とマルクス＝レーニン主義は教へている。⁽³⁾従つて、「モンテスキューは、封建制度と封建的な世界観に反対する戦いで、新しいブルジョア・イデオロギーや新しい政治思想の形成を助けた者の中の一人であり、エンゲルスの言葉で述べられているへフランスにおいて、近づきつつある革命の為に、人びとの頭を啓蒙した者的一人である。⁽⁴⁾

マルクス主義の「方法」では、階級闘争を強調するあまり、モンテスキューの階級的・イデオロギー的基礎を、彼の思想そのものから十分に分析しているとは言い難い。また、こうした「方法」を金科玉条とする思想史家にあっては、マルクス主義的既成概念が皮膚化しているため、従来の規定を絶対視することしか出来ず、別の分析「方法」を認め得ないのである。所が、一九六〇年代に入るや、その頃まで日本の社会科学分野で支配的地位を占めてきたマルクス主義的「方法」が次第に揺らぎ始め、必ずしも絶対視されなくなつて、思想史の「方法」も大巾に修正を余儀な

くされている。たとえば、「国家論」をマルクス主義の「方法」だけで分析していたのでは、情報化社会はもとより大衆社会状況などを解明できなくなってしまったのである。とりわけ、一九五〇年代に華々しく展開された「絶対主義」論争⁽⁵⁾が、今や博物館入りをしていることも手伝って、それまでのマルクス主義「方法」一辺倒を反省せざるを得

なくなり、既成概念として疑うこともしなかつたものまで検討を試みるようになったのである。それゆえ、従来のマルクス主義的「方法」で構成された「国家論」が別の観点から新たな社会科学の「方法」で以て再検討されることになれば、必然、政治思想史の内容もこれまでとは違った解釈が出て来なければならない。

事実、近代民主政治における「自由の原理」と目されたモンテスキューの「三権分立」論は、単なる「権力分立の神話」にほかなりないと論証する論文も幾つか現われているし、私は夙くからそうした観点に立つて、モンテスキューの政治思想を論じていたのであるが、何分にも、一九五〇年代の日本では、上述の通り、こうした分析「方法」は恰も間違いであるかの如く否定されてしまった。然しながら、その当時でも既に、西欧諸国の学界では決してマルクス主義的「方法」に偏しない、実証主義的「方法」で以て、十八世紀フランスにおける状況の中でモンテスキューの思想を、彼自体の思想として捉えており、日本の社会科

学が位置づけているような意味ではモンテスキューの「近代性」を認めていなかったのである。たとえば、構造主義の学者として、近年とみに著名なルイ・アルチュセールの論文⁽⁶⁾では、モンテスキューの「三権分立」論を否定的に分析し、それが、実は「神話」にほかなりないことを論証する。

もとより、「権力分立の神話」を学界に突きつけたのはアルチュセールが最初ではなく、夙く一九三三年にシャルル・エザンマンが『法の精神と権力分立』と題する論文⁽⁷⁾で披瀝しているのであって、近代民主政治理念を「権力分立」に求めようとする法学者や政治思想家たちが、恰も、それがモンテスキューによって説かれ且つ統治方式に具体化しているかの如く理論づけた「神話」を、エザンマンは原点に立ち戻つて逐一反証したのである。

周知の通り、一七四八年に『法の精神』を世に問うて以来、モンテスキュー自身が毀誉褒貶を浴び、しかも、彼の思想における「統一性」の有無をめぐつて、二百数十年にわたり甲論乙駁が繰り返えされている。それでも拘らず、一方ではモンテスキューの「三権分立」論が近代憲法の統治方式に具現されているという短絡的解釈が一般化し、他方では、二世紀にもわたって物議を醸してきた論争を不附す傾向が根強いため、果して、モンテスキューが近代的志向性を以て問題の「権力分立」論を『法の精神』第十

一篇・第六章に展開したのかどうか、検討もしないで、既成概念をそのまま援用しているのである。

このような無批判的学風に鏑矢を射込んだのが、上述アルチュセールによる「モンテスキュー論」である。アルチュセールの反証はエザンマンのそれに依拠しているものの、同時に彼固有の見解が展開されていることは言うまでもない。すなわち、「権力分立」というモンテスキューの題目は有名であり、凡ゆる良き政体において立法を執行と司法から厳密に区別しようとする、この理論を知らない人がゐらうか？」と前置きをして、「この分立から中庸(modération)と安全(sécurité)と自由(liberté)の恩恵を享受するため、各権立の独立(indépendance)を保障しようとする理論を知らない人があるだらうか？」とたたみ掛ける。「實際かかる事柄は、「法の精神」最初の十篇よりもずっと後に構想され、またイギリスの啓示によりモンテスキューが着想を得た、第十一篇の秘密となるであろう。彼の地でモンテスキューは、一七二九年から三〇年にかけて滞在した折、自由のみを目標とする根本的に新しい制度を発見したのである。第十一篇以前におけるモンテスキューは、さまざまな政治形態を区別し、それらの諸形態に固有な組織と力学(leur économie et leur dy namique propres)を叙述する、古典的な理論を提示したはずである。だが何を續いてモンテスキューは、二院と

第三身分の議会と、選出された裁判官を擁する一国民を理想として読者に示すために冷静な歴史家の仮面を、すなわち、若しそう云つてよければ、身分意識に染む貴族の仮面を脱ぎ捨てたはずである。斯くてモンテスキューは、遂に、ある人びとにとつては、あるがままの政治の領域に到達し、更には極めて巧みに按配されたが故に、権力が権力の制限そのものとなふような (le pouvoir soit la limite même du pouvoir)、従つて、権力の行使と適用に一切が合あれる政治的問題を一挙に解決する三権力の均衡理論(une théorie de l'équilibre des pouvoirs)となつて、自由の本質を示すのみならず、他の人々とともに、君主政一體の問題であるよりやむむし代議制議会政治(gouvernement représentatif et parlementaire)の問題である。常来の政治的諸問題(problèmes politiques de l'avenir)に到達するのである。⁽⁸⁾

右の導入から、更に注意すべし」と、「歴代の推移は正にこうした判断の裏付けとなるであらう。まだ、この世紀全体がモンテスキューのなかに、君主政的秩序を搖がし、高等法院を正当化し、且つ、三部会の召集までも正当化する論拠を求めはしなかつたか？一七九五年憲法や一八四八年憲法は頗るまでもなく、十八世紀末のアメリカ憲法や一七九一年憲法でねえ、モンテスキューによって田論まれた権力分立に関するこれらの原則を、その項目や条

項のなかに確立しなかつたであらうか?」言い換えると、「権力の本質 (L'essence du pouvoir)」三権力の均衡 (l'équilibre des pouvoirs) といふ、この二つのテーマは、モンテスキューによって定められた用語のままで常時とりあげられ且つ不斷に論議される現代的なテーマなのではなかろうか?⁽⁹⁾

右に提起した事項に関しては、アルチュセールの表現を用いると、主に歴史的幻想 (une illusion historique) が問題であると考えられるから、その点を以下に説明していく。ところで、アルチュセールは反証を行なうに際して、自己の所論がシャルル・エザンマンの諸論説に負うていることを表明すると共に、そこからエザンマンの結論を敷衍する前に、予め、その要点に触れるという形式で、モンテスキューとはかわりのない「権力分立の神話」を逐一、白日の下に晒し出していくという「方法」を探るから、本稿においても、この形式を援用することにしたい。

III エザンマンにおける反証

エザンマンが論究した最大の問題は、謂う迄もなく、モンテスキューの理論、そして特にイギリス憲法に関する有名な章が、「権力分立の神話」 (le mythe de la séparation des pouvoirs) といふ、本当の神話を産み出した点にある。とりわけ十九世紀末から二十世紀初頭にかけて、

全く架空の理論的モデルをモンテスキューの所為にすべく、モンテスキューとはかわりのない幾つかの定式を口実とする、法曹一派が存在したことから、モンテスキューの政治理想は、彼等において、この権力分立が厳正に保障される制度と一致するであろうから、そのコロラリーとして、執行権 (王とその閣僚)、立法権 (下院と上院)、司法権 (司法官の団体) という、三権力が存在しなければならないであろう。そして、それぞれの権力が、極めて正確に固有の領域を、つまり、如何なる干渉も受けず自己の機能を覆い隠すであろう。各領域におけるそれぞれの権力は、他の機関とは厳密に区別された一つの機関によつて保障されるであろう。それゆえ、立法権あるいは司法権に対する執行権の如何なる侵害も、あるいは同じ性質の如何なる他の相互侵害も考えられないばかりでなく、また、一機関を構成するメンバーの何人も他の機関に所属することは出来ないであろう。

エザンマンの第一の大胆さは、要するに、この有名な理論 (三権分立——梶原) が、モンテスキューには全く存在しなかつた、ということの証明にあつた。従つて、以下のことを発見するためには、モンテスキューの叙述 (『法の精神』第十一編・第六章——梶原) を注意深く読みさえすれば十分なのである。

一、王が拒否権を行使するが故に執行権は立法権を侵害

する。

二)、立法権は、それが可決した法律の適用を規制するが故に、執行権に対し、或る程度、監督権を行使できるし、また、議会に対する内閣の責任が問題になると、必ずとも、閣僚に説明を求めることが出来る。

三)、立法権は、三つの特殊な状況において、自ら法廷を設けるが故に、司法権に対して重大な侵害を行なつてゐる。すなわち、民衆出身の裁判官の偏見とのあらゆる接触から尊嚴を守らなければならない貴族は、あらゆる場合に、上院の同輩たちによつて裁かれるのだし、特赦の場合もそうであり、更に、政治的な訴訟の場合、それは、下院の告発であつても、上院の設ける裁判に持ち込まれるのである。

以上の指摘からも既に明らかな如く、諸権力のこの様な且つこれほど重大な干渉と、純理的三権分立とを如何に一致させるか、この点に関する論証が得られない限り、従来の通説は單なる「神話」を無批判に信じていたか、或は現実の政治機構に都合よく辯護を合わせただけの虚像にすぎなかつたと断言であるのである。

エザンマンの第一の大胆なは、確に、モンテスキューにおいては権力の分立 (*séparation*) が問題になつてゐる

ではなく、権力の結合 (*combinaison*)、融合 (*fusion*)、

関連 (*liaison*) が問題になつてゐるのだ、といふことを証

明するところにあつた。この論証の要点は、先ず第一に、司法権が固有の意味における権力ではないということを、十分に理解することにある。すなわち、モンテスキューによれば、この権力は目に見えず無に等しい (*invisible et comme nul*) であり、事実、裁判官は自らに對して一つの見解と一つの声しか持つていらない。要するに、司法権が持ちうる政治的効力を本来の政治的な諸機関に移し変えるという用心が為されるなら、司法権で残る部分は殆んど無に等しいのである。我々はそれゆえ、執行権と立法権という、二つの権力に直面するが、この二権というのは、モンテスキュー自身の言葉を援用すると、三つの権能 (*trois puissances*)、すなわち、王と上院と下院であり、換^{トロイ}われば、王 (roi) と貴族 (noblesse) よく《人民》 (people) となることになるのである。エザンマンは、この点で、モンテスキューが眞の対象とするのは厳密にこれら三つの権能の結合と関連であるということを、極めて説得的な手法で以て証明している。何故なら、大事なことは何よりも先ず、それぞれの力関係という政治的な問題であつて、合法性とかそれらの権限範囲の定義にかかる法律的な問題ではないからである。

四 アルチ・ヤールの論証

「イギリス憲法について」 (De la constitution d'Angle-

terre) 論じた『法の精神』第十一篇・第六章でモンテスキューが展開した「権力分立」論をめぐって、さまざまに解釈が行なわれていることは既に述べた通りである。謂う迄もなく、そこで述べられたモンテスキューの底意は、貴族が執行権を抑制し得るよう按配された「制限君主政」(gouvernement modéré) をイデアル・タイプスと考え、その為には「権力が権力を抑制する」(le pouvoir arrête le pouvoir) ように権力機構を整え、しかも、貴族が政治の中核となるべく、「中間団体」(corps intermédiaire) の政治的役割を強調することにあった。それゆえ、モンテスキューが、「中庸」(modération) を政治的信条として掲げたのも、専制政治を憎み且つ民衆を信頼できない彼の必然的帰結にほかならない。従つて、その「中庸」⁽¹²⁾は、「諸権力の均衡、つまり、諸権能間における権力の分有であつて、また、別の権能の権力による一権力機関の抱負の制限あるいは調節」を意味する。換言するなら、「有名な権力、分立は、それゆえ、限定された諸権力機関、すなわち、王、貴族、《人民》の間における権力の均衡を保つ分有にすぎないのである。」

モンテスキューの「権力分立」論をこのように解釈すれば、では「誰の為に権力の分有がおこなわれるのか」という問が出てくる。アルチュセールによれば、権力分立の神話的な外見のもとに、いろいろな政治的勢力の間における

権力の分有という、現実の操作があるということを示すだけ満足するなら、ひとりでに生じ且つ自明の衡平に相応する、自然の分有という幻想を育てる危険がある。コロラリーとして、「この分有の意味とその底意の志向を照し出せるもの、それは、モンテスキューにおいて問題とされているのは諸権能の結合であつて、権力の分立ではないといふことを一度十分に理解した上で、或る権力が他の権力に對しておこなう凡ゆる可能な侵害のうち、また、諸権力間の凡ゆる可能な結合のうち、絶対的に排除された侵害と結合は何であるかを検討することである。⁽¹³⁾

排除された第一の結合は、立法権が執行権の諸権限を侵害する場合である。つまり、この場合には、君主政の人民的專制政治への解消がおのずと、しかも直ちに完成するであろう。ところで逆は真ならずである。君主政は、仮に王が執行権のほかに立法権を掌握しても、存続し得るし、またその「中庸」を保持することさえ出来る、とモンテスキューは認めている。しかし、人民が統治者になると、一切が喪なわれるのである。

排除された第二の結合は、一層有名であるが、しかし、余り自明なものとされていて、そのこと故に、十分考察はされていない。それは執行権つまり王による司法権の掌握にかかわっている。この点モンテスキューは明快である。すなわち、「この規定は君主政を專制政治に墮せしむるに十

分である。」若し、王が自ら裁判するなら……「憲法は骨抜きにされ、中間的従属的諸権力は無に帰せられるであろう……」そして、モンテスキューが、それに続く頁で引用しているのは、自分自身で一人の貴族を裁こうとしたルイ十三世の例である（第六篇・第五章）。若し、王が裁判するとなれば、中間団体は消滅するという、この排除とその理由とを、一方からは、貴族をして彼等の同輩から成る法廷にのみ召喚する規定と、他方からは、専制君主が高位顕官らに對して特権を保留している場合のいろいろな不祥事と、以下の件を認める為に、比較すれば十分である。すなわち、王から裁判する権利を奪うこうした特別な条項は、君主の政治的また法律的專断に対する貴族の保護が何よりも重要であること、及び、更にまた、モンテスキューが脅威を感じせしめる專制政治は、先ず第一に貴族に對して極めて正確に志向された或る種の政治を示している。

なわち、貴族は、階級としては、直ちに、上院において承認された一つの政治勢力となるのである。貴族はまた、王権が判決を下すことと拒む条項と共に、貴族が訴訟の当事者である場合には、この権力を上院に留保するという別の条項によつて、その個人的な将来、その社会的地位、その諸特権、その身分的識別などが、王と人民による侵害に対し保障される一つの階級となるのである。」

「この様に、彼等の生活において、彼等の家柄において、彼等の財産において、貴族は、王からと同じ程に人民からも保護されるであろう。歴史が彼等の古い特権を剝奪し且つ否認しようとしていた没落過程にある階級の永続の為の諸条件を、これ以上に保障することは出来ないであろう。」モンテスキューが貴族の家系を誇り、その特権を温存することに如何ほど執着していたかは、彼の著作の到る所に散見されることを認識すべきである。⁽¹⁴⁾

アルチュセールは、「若し我々が、今より、有名な権力の均衡という方向に向きを変えようと思うならば、その権力の分有は有利さにおいて行なわれるのか？という間に答を出せるのではないか」と考える。それは、「若し、モンテスキューの結合のなかで援用される諸勢力を考察するのではなくて、彼の時代に存在する現実の諸勢力を考察するのであれば、貴族が彼の企図において二つの顯著な利益を得するということを十分証明できるはずである。す

アルチュセールは、更に、貴族が権力を分有する際の保障として、相対主義に基づく証明を試みる。すなわち、「これらの保障の対応となるのは、別の保障なのだが、今度は王の為の保障である。つまり、君主は貴族の社会的また政治的な城壁によつて人民の革命から保護されるであろうという保障と、君主が見捨てられた專制者として、ただ一人、臣民と臣民の情念の前に直面するという状態に置かれないという保障である。若し王が專制政治の教訓を十分

聴取する意思を持つなら、王は自分の未来が貴族によく比肩できることを理解するであろう。」では、人民に対してもはどうであろうか？「貴族は、大多数の人がとの数と利害からは掛け離れた代表により、立法府における人民の代表と均衡を保つがゆえに、『人民』の対重を演ずるだけなく、また、権勢は尊敬されるものであり、斯る国家には一つの構造が存在し、情念と権力は相隔たり、いろいろな君主政のありきたりの空間においては社会的諸身分の距離と政治的行為の持続とは長期にわたるものであることを、貴族は、その存在、その特權、その光彩、その豪奢、その上級は、その寛大さによって、具体的な生活の中で、日々、人民に教えることになるであろう。要するに、すべての破壊的な考えを金輪際捨くものであることを、貴族は、人民に教えることになるであろう。」

アルチュセールが右に論証した「権力分立」の本質は、『法の精神』を詳細に検討していく限り、決して、一般に理解されているような「近代性」の志向を有するものではなく、モンテスキューの貴族主義的「後退性」を政治理論に巧みに具体化したものにほかならない。それにも拘らず、市民革命以後の政治の現実は、その必要から、立法、行政、司法の三権を機能的に分離しているため、その理論的根拠をモンテスキューの「権力分立」論に短絡する逆立した思想史の「方法」が、上述の通り、尤もらしい理論

づけを行なったのであろう。ところで、こうした「方法」上の誤謬を指摘したのは、フランス革命史の碩学として著名なアルベール・マチエ教授であった。夙く一九三〇年に発表された『十八世紀の政治学説史におけるモンテスキューの位置』⁽¹⁵⁾と題する論文において、『法の精神』を分析すればモンテスキューの保守的性格は自明であるとして、「近代性」の志向を否認している。すなわち、「現今の注釈家たちの誤謬は（なぜなら以前の注釈家たちはその点で間違っている）、彼等が十八世紀の歴史を謂うなれば終極論的精神 (esprit finaliste) とでもいべき考え方で学んだことに起因する。彼等は、十八世紀というものを、それがフランス革命にどういう影響を与えたかということだけから考え、且つ、フランス革命の本質的業績は君主政の廃止にあると考えたから、この君主政廃止に貢献した人々は、すべて進歩的精神の持主、革命の先駆者、主導者と看做すのである。彼等が、モンテスキューといふ、この全くの反動主義者を讃美するのは、そこから來てゐる (D'où vient leur admiration pour ce réactionnaire rouge qui s'appelait Montesquieu!)。」さらにまた、「モンテスキューが政治的に自由主義者であり、專制政治の断乎たる反対者であったが故に、彼等は、彼をフランス革命の先駆者、主導者と成し、彼が一度だつて考えたこともなく、彼を恐怖させ、彼の全著作が反対している民主主義的意向を、彼

が持つていたとするが、革命のすべての社会的・法的事業は、前以てモンテスキューにより否定されていたのである。民主政治は彼を恐怖せしめた。それゆえ、『法の精神』は、君主政的傾向のブルジョア著作家たちの極めて鮮かな反駁であり、進歩の書ではなくして復古の書である」(Ce n'est pas un livre de progrès; c'est un livre rétro-grade)と断定している。要するに、モンテスキューの「権力分立」論は貴族を「中間団体」として、その特権を温存するための政治的保障に外ならなかつたのである。

五 レイモン・アロンの社会学的

考察

既に論及した通り、モンテスキューの「権力分立」論の解釈をめぐって甲論乙駁、いずれも「方法」を異にするため、思想史における、その位置づけと論証が全く適合わないのである。現在に到つては、そうした両極化現象をなんとか「止揚」する第三の解釈も導かれるのではないか? と主張する学者もある。パリ大学で社会学を講じているレイモン・アロン教授がその筆頭と思われる。

『社会学的思考の流れ』と題する論述の中で、レイモン・アロンは、冒頭からモンテスキューの『法の精神』に論及しながら、第十一篇・第六章の「イギリス憲法について」、社会学の立場から「権力分立」論の考察を試みてい

る。すなわち、「モンテスキューは、そのイギリス憲法の研究のなかで終始、貴族の存在を前提にしていたし、人民と貴族とを、それぞれ代表する二院制を前提にしていた。また、かれは、貴族が法廷で裁かれる時には、裁判官にはやはり貴族があたらなければならない、とした。そうでなければ、裁判官は妬みから公正でない判決を行なうおそれがある。すなわち言い換えるならば、モンテスキューはイギリス憲法の研究のなかで、社会的差別が——すなわち、彼自身の定義した通り君主政の本質にかかる階級と身分の区別が——勢力の均衡に不可欠であるといふことを、証明しようとしたのである。⁽¹⁷⁾

モンテスキューにとっては、自由な国家とは一つの権力が他の一つの権力をチェックするような国家であったと、レイモン・アロンは肯定する。このような解釈の妥当性を最も明白に示すのは、イギリス憲法の研究を完了したモンテスキューが、第十一篇のなかでローマ時代に立ち返つて、ローマ史の全時期を平民階級と貴族階級との関係という観点から分析している、という事実である。実際に彼の興味を惹いたのは、社会階級の間の敵対であり、競争であった。それこそは、相異なる階級は互いに均衡し合えるという正にその理由の故に、穩健な政府の条件なのである。「若し、この分析が正しければ、イギリス憲法はモンテスキューの政治社会学の中心に位置するものである。この

ことは、彼がイギリスの政体を凡ゆる国々のモデルとして見ていたからであるのみならず、その当時の一君主政下の立憲制のなかに、彼が社会階級および政治権力の均衡の結果としての穩健かつ自由な国家の基礎を見出していたからである。この憲法は、自由のモデルではあるが、なお貴族主義的であり、そして、この事実については、いろいろな解釈がなされた。¹⁸⁾

第一の解釈は、長いあいだ法律学者の見解であつたもので、共和国のなかに存在する諸権力の、法律的見地からみた分立の理論である。十分に限定された権力が、一方では共和国の大統領と首相とに付与され、他方では一つ或は複数の議院に付与される。いろいろな諸機関の間の関係を明確に秩序づけることによつて、均衡は達成されるとする。

第二の解釈は、社会的権力の均衡という点を主張するが同時にモンテスキューの精神には貴族的傾向があり、また貴族という十八世紀における過渡的身分を、それが正に消滅せんとする時に当つて弁護しようとする願望があつたということを強調する。この見地からすれば、モンテスキューは貴族層の代表であり、弾劾されていたこの自分の属する身分の名において君主の権力を罵倒したことになる。歴史の狡智の虜となつて、彼は貴族に味方して王と事を構え立つたのである。

ここで、レイモン・アロンは、既に考察した、この第二の解釈を継承し、且つヘーゲル流に言えば「止揚」^{アウフヘーベン}する、すなわち、真相の核心を残しながら、それを越える、第三の解釈があつて然るべきだと提唱するのである。

「事実の問題として、モンテスキューが自由の条件となるによれば、よい政府とは節度ある政府であり、逆に政府は、権力が相互に牽制し合わなければ、また市民が相互に他を恐れることがないならば、節度あるものとはなりえない。貴族たちにとつては、その権力が政治制度それ自体によって保障されているのでなければ、安心感を抱くことはできなかつた。そして、貴族たちが安心感をもてる状態の下でのみ、君主や人民も同じ安心感を持つことが出来るに違ひなかつた、というわけである。モンテスキューの説いた社会的均衡という思想は、貴族制社会と緊密に結びついているのである。¹⁹⁾

「自由と穩健とにに関するモンテスキューの思想が、彼が心中に抱いていた貴族制社会のモデル以外の場合にも通用するかどうか、という問題が残る。モンテスキューであれば、われわれが地位や身分の差別を消滅させる方向への社会の形態変化を想像してみるととは当然可能である。しかし、地位や身分のない社会とか、社会勢力の多元性がな

く、しかも同時に穏健でその市民たちが自由でありうるような国家とかを想像することが一体可能であろうか、と言つたに違いない。歴史は、民主的体制——そこでは主権はすべての人々に属している——が必ずしも穏健で自由な政体でないことを示している。私には、モンテスキューが人民の権力と市民の自由との間に根本的な区別を設けたことは、完全に正しかったように思われる。人民が統治するとき、市民の安全と権力行使における節度とは返つて消え失せてしまうかも知れないのである。⁽²⁰⁾

斯くて、レイモン・アロンの社会学的ジンテーゼは、「権力分立」をあくまで一般原理として捉え、無制限な権力に勤を衛ます理論となる。「言い換えれば、モンテスキューは、社会的勢力の均衡と政治的諸権力の協力という獨特の貴族的思想を越えて、一般原理を主張したのであると云える。すなわち、法が守られ、市民が安全を保障されるための条件は、いかなる権力も無制限であつてはならないといふことである、という主張がそれであり、このことこそ、私の考えではモンテスキューの政治社会学と呼ぶべきもの的基本的な主題なのである。⁽²¹⁾ 然しながら、レイモン・アロンの第三の解釈は余りにも曖昧という批判を免れないであろう。ただ注目に値する見解は、政治的秩序の評価という点であろう。

「言い換えれば、モンテスキューの政治哲学の本質は自

由主義にあるということである。すなわち、政治的秩序の目的は、フランスやイギリスの君主政における如き、人民と貴族と王の間の均衡とか、ローマの共和政にみられた平民と貴族の均衡といった勢力均衡による権力の中立化の確保にあるというものである。これらの例は、権力の中立化のために勢力の均衡が要求される不均一で位階秩序的^{ハイアラーキカル}な社会においては、権力の中立化のために勢力の均衡が要求されるという根本的に同じ考え方をあらわすものである。」「若し、これがモンテスキューの究極的な見解であったとすれば、彼が反動的であるということには決してならない。彼は、十八世紀フランスにおけるかの論争に關しては、疑いもなく反動的であつた。彼はフランス革命を予見することもなかつたし、望むこともしなかつた。多分、彼は意図せずにフランス革命に途を用意した人と言えるであろう。と言うのは、兎も角、事前においてであれ、事後であれ、歴史のなかで誰が何を用意したかを知ることは、およそ何人にも出来ないことだからである。しかし、意識しては、彼はフランス革命を決して望みはしなかつたのである。人間が、若し、現実に生きた状況とは別の状況の中では何を為し得たかを予見することが或る程度できると考えるならば、モンテスキューは、それが絶対の必然であれば、立憲議会を支持したであろうと考えられる。しかし、その場合でも彼は、直ぐ反対の側に移つてしまつたであろ

うし、彼のような自由主義者とまつたく同じように、国外に亡命するか、あるいはギロチンにかけられるか、それともフランス革命の激動する変転の辺境で国外亡命を企てるか、のいずれかを選択しなければならなかつたことである。」

「だが、たゞ政治的には反動的であつたにしろ、モンテスキューは絶対に旧式でもアナクロニックでもない思想様式をもつたすぐれた代表者であったことには間違いないのである。ある時代の社会構造が如何なるものであれ、モンテスキューの思考様式に従つて思想すること、すなわち、ある社会の固有の不均等の形態を分析し、勢力均衡によつて権力の中立化と自由を保障するのを探究することは、いつの場合でも可能である。」

む　　す　　び

これまた、一般に疑われることもなく、既成概念として通用してゐたモンテスキューの「権力分立」論を再検討してみると、日本における社会学者の「方法」論に問題があるように思われる。然而く、今後とも、「方法」の違いからモンテスキューの「権力分立」論は甲論乙駁が繰り返されるのであらうが、私は本稿に試みた検討を通して、アルチュセールの指摘した「権力分立の神話」という問題提起から、モンテスキューの思想史上の位置づけを究明し

たいと考える。『法の精神』第十一篇・第六章における「権力分立」論をモンテスキュー思想の「実像」とすれば、市民革命と「権力分立」の分析を通して一般化された既成概念は、実の所、モンテスキューの思想を換骨奪胎した「虚像」に外ならない。⁽²⁾しかも、その「虚像」を「実像」と看做して、それから「権力分立の神話」を都合よく理論づけたため、従来の通説は、「実像」にまで「近代性」の照明を以てゐる誤謬を犯したのである。

(1) Déclaration des droits de l'homme et du citoyen, §.16 «Toute société dans laquelle la garantie des droits n'est pas assurée, ni la séparation des pouvoirs déterminée, n'a point de constitution.»
(2) ハンベック著「大日本歴史」第11回年鑑が譲れる。La pensée politique et constitutionnelle de MONTESQUIEU, Bicentenaire de L'Esprit des Lois, 1748-1949. ルートヴィヒ・ルードヴィッヒ著文集が公表された。

一九五五年にボルヌーイ開催された「モンテスキュー研議」の記念講演集は Actes du Congrès MONTESQUIEU (Delmas, Bordeaux, 1956) である。
〔一九五五年第四回、六一頁〕。

(4) ケチャキヤハ「モンテスキューの政治的・法的見解」(『ソルヌーイ国家と法』論、一九五五年第四回、四一頁)。
(5) 「均衡論」とも名付けられている「例外国家」の規定をめぐって、所謂「絶対主義」論争が展開されたが、エンゲルス著『家族、私有財産および國家の起源』における概念

規程は、学者によれば「おもむかしくある。問題の箇所は「…そして、近代の代議制国家は、資本が賃労働を搾取するための道具である。しかし、例外的には、相たたかう諸階級が互いにほとんど力の均衡を保っているため、國家権力が、外見上の調停者として、一時的に両者に対し或る程度の独自性を得る時期がある。たとえば、貴族と市民階級とが互いに勢力伯仲した一七世紀と一八世紀の絶対君主制がそれであり、ブルジョアジーにたいしてはプロレタリアートを、プロレタリアートにたいしてはブルジョアジーをけしかけた、フランスの第一帝政、第二帝政のボナパルティズムがそれである。」(国民文庫版、二二四頁)が、現在まで多くの自称マルクス主義者たちにより、社会経済史的分析が行なわれているものの、甲論乙駁に終始している。もう一つの問題は、フランス大革命が否定した「アンシャン・レジーム」の時期区分であつて、それは一般に「旧制度」と称されるもの、単純に大革命以前のフランス社会を指すというだけでは、不正確の説りを免れない。ひとに、大革命の反動として起つた、合理主義を批判する政治的ロマン主義者たちにあつては、「ブルボン絶対王政が成立する以前のフランス君主制を回復する」といふ、キリスト教精神に立てる秩序への回帰だと主張するのであるから、「旧制度」の概念を論者によつて時期区分を紛糾せしめられる。この点については、拙稿『絶対王政』における「法服貴族」= ヤンケスキューのイデオロギー的基礎』(「文部省認可」第11十七印)および『フランス王政復古におけるシニャン・ル・ペールの政治思想』(「文部省認可」第11十一印)参照。

(6) Louis Althusser, MONTESQUIEU: La Politique

et L'Histoire, P.U.F. 1959.

(7) Ch. Eisenmann, L'Esprit des Lois et la séparation des pouvoirs (Mélanges Carré de Malberg, Paris,

1933, pp.190sq.) Du même: La pensée constitutionnelle de Montesquieu (Recueil Silex, Bi-centenaire de l'Esprit des Lois, Paris, 1952).

(8) L. Althusser, op. pp. 92-93.

(9) L. Althusser, op. cit., p.93.

(10) L. Althusser, op. cit., p.93.

(11) Voir: L. Althusser, op. pp.93-97.

(12) "modération" も「中庸」よりも「中庸」だが、ヤンケスキューの趣意は「絶対王政」や懲罰の場合に発する政治原理にはかなないが、「專制政治」に墮したり或は「民衆国家」に転落するといふがなによつて「權力」が貴族にも「分有」されてしまう統治機構を意図したものである。「中道」によると「甚だイソラロギア化された」に翻弄されるので「中庸」とした。

(13) L. Althusser, op. pp. 98-99. 「」に使われる「權威」 「權」 "puissance" も「pouvoir」を有する「權力機體」である。

(14) ヤンケスキューの家系は「法眼貴族」である、彼自身、その家柄を繼承していくたゞむせ "Mes pensées" の随所に見出される。ヤンケスキューは、また、『法の精神』第二編・第四章において、「君主なければ貴族なく、貴族なれば君主なし」と主張している。

(15) Albert Mathiez, La place de Montesquieu dans l'Histoire des Doctrines Politiques du XVIII^e Siècle, 1930 (Annales Historiques de la Révolution française, No. VII, Mars-Avril 1930), pp.97-112.

(16) Raymond Aron, Main Currents in Sociological Thought, Vol. I-1965, Vol. II-1967, (Basic Books Inc.) 丸山忠良著「大崩の社会主義思潮」(編出)米、その翻訳がハーバード大学の文庫叢書の出目や

る所であつただけに、この英語訳が公刊されたいとは、閉鎖的・独善的フランスの学問を公開したことになる。この英語版が公刊された後に、注をつけたフランス語版が出版されるなどして、一般的の常識を逆転させた出版事情も、異例のハンドル。Cf. Raymond Aron, *Les étapes de la pensée sociologique*, 1967, Editions Gallimard, pp. 27-76.

- (17) Raymond Aron, op. pp. 40-41.
(18) Cf. Raymond Aron, op. p. 42.

- (19) Raymond Aron, op. cit., pp. 42-43.

- (20) Raymond Aron, op. cit., p. 43.

(21) この点に関して、レイモン・アロンは第三の解釈を信じているようだが、立場が判然としないだけに、成功しているとは思われない。『社会学的思考の流れ』では、第二の解釈に属せしめているL・アルチュセールの見解を「ゲルマン的解釈」だと評して、レイモン・アロンは、その解釈を極端にまで飛躍させていふ。「若し人が、L・アルチュセールと共に、人民主権と平等がフランス革命からロシア革命にいたる一九世紀から二〇世紀の革命をくぐり抜けることによって獲得されたものであると信じるならば一つまり歴史は人民主権と平等の方向に動いていると信じるならば、そのときには、モンテスキューをアンシャン・レジームの理論家と呼び、彼を眞の反動理論家と称する」とは、当然のことながら、正当化されねであろう。」²²。

- Cf. Raymond Aron, op. pp. 62-63.

(22) ハリスに聞しへば、松下圭一氏が『市民政治理論の形成』(昭和三十四年、岩波書店)において、モンテスキューの「権力分立」論は政治的影響の強大さにもかかわらず、理論的にはジョン・ロックの「政治機構」論よりも後退していることを、指摘しておられる。同氏によると、三十六

五一三六七頁の註(10)は、それ故、決して見落されてはならない。「……また、市民革命の過程において、モンテスキューの封建的立憲主義の観念が、機能的に、近代的理性的立憲主義へと結合せしめられてゆき、その三権分立論が近代的憲法の公理としてモンテスキューの名を不朽ならしめた」と、以上にのべた啓蒙思想との構造的対立にもかかわらず、重視すべきである。ことにモンテスキューが共和制の「原理」を徳性と規定したとき、モンテスキューはフランス革命期における古代共和国の理念もこの連続し、フランス革命の当事者たちはすべてこの古代共和国を語つたのであつた。こうして革命期においてはモンテスキューは共和主義者として理解されており、現在もモンテスキューは共和主義者ないし民主主義者と理解されようとしている。たとえばM・ルロワはモンテスキューにかんする章の結論において、モンテスキューが君主主義者であることを確認しながらも、イギリス混合政体論を介して貴族的共和主義者へと傾斜し、ルソーの『社会契約論』を「準備」したとのべている。しかしどこまでも「」でみたような彼の君主制内部への封建的立憲主義の定着という理論構造と彼の理論がその後辿った政治的運命とは明確に区別されなければならない。」